

那須塩原市学校給食費の管理に関する規則（令和2年3月30日規則第44号）

最終改正:令和8年2月26日規則第8号

改正内容:令和8年2月26日規則第8号 [令和8年4月1日]

○那須塩原市学校給食費の管理に関する規則

令和2年3月30日規則第44号

改正

令和3年3月3日規則第22号
令和4年1月21日規則第1号
令和7年3月3日規則第7号
令和8年2月26日規則第8号

那須塩原市学校給食費の管理に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号。次条において「法」という。）第11条第2項に規定する学校給食費及び学校給食の提供を受ける者に係る学校給食費（以下「学校給食費」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- （2）保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者その他保護者に準ずる者として市長が認める者をいう。
- （3）教職員等 那須塩原市立学校の設置に関する条例（平成17年条例第93号）により設置する小学校、中学校及び義務教育学校又は那須塩原市学校給食共同調理場設置条例（平成17年条例第101号）第2条に規定する共同調理場に勤務する者をいう。
- （4）学校給食費積算対象日 那須塩原市立小中学校等管理規則（平成17年那須塩原市教育委員会規則第13号）第4条第1項各号に規定する休業日以外の日をいう。

（学校給食費の負担）

第3条 学校給食費は、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等、教職員等その他学校給食の提供を受ける者（以下「学校給食費負担者」という。）の負担とする。

（学校給食費の徴収）

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

（学校給食費の額）

第5条 学校給食費の1食当たりの額（以下「日額」という。）は、市長が決定するものとする。

2 学校給食費負担者が一の年度において納付すべき額は、日額に一の年度における学校給食費積算対象日の合計数を乗じて得た額（以下「年額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額を納付するものとする。

- （1）中学校3年生又は義務教育学校9年生の保護者等 年額から日額に卒業式の日以降の学校給食費積算対象日の合計数を乗じたものを減じて得た額
- （2）臨時的に学校給食の提供を受ける者 日額に学校給食の提供を受ける日数を乗じて得た額
- （3）転入出、退職等により一の年度を通じて学校給食の提供を受けない者 在籍期間に係る学校給食費積算対象日に日額を乗じて得た額
- （4）第12条第1項の規定に該当する者 同条第3項の規定により定める減額をした後の額

（学校給食費の公表）

第6条 市長は、前条第1項の規定により決定した学校給食費の額を公表するものとする。

（学校給食費の納付）

第7条 毎年度の学校給食費は、当該年度の5月から翌年2月までの10箇月に分割し、納付するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（学校給食費の納期限）

第8条 学校給食費負担者は、学校給食費を各納付月の25日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに納付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（学校給食費の納付方法）

第9条 学校給食費は、口座振替の方法により納付するものとする。ただし、口座振替により難しい場合は、納付書による納付その他の方法によることができる。

（督促状の発付）

第10条 市長は、納期限を過ぎても学校給食費を納付しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発送しなければならない。

（学校給食の停止及び再開の届出）

第11条 次の各号の事由により学校給食を停止又は再開しようとする者は、学校給食停止・再開届出書（様式第1号）を当該対応の開始を希望する日の4日前までに、教育長に提出しなければならない。

- （1）児童若しくは生徒又は教職員等の病気、事故その他の理由により、登校しない日又は勤務しない日が生じ、給食の全部を停止する場合
- （2）食物アレルギーを原因として学校給食の主食若しくは牛乳又はその全部の提供を受けない場合
- （3）第1号又は第2号により停止した給食を再開する場合

- (4) 学校長の判断により給食の全部又は一部を停止又は再開する場合
- (5) 前各号に定めるもののほか給食の全部又は一部を停止又は再開する場合
(学校給食費の減額)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を減額する。

- (1) 児童若しくは生徒又は教職員等の病気、事故その他の理由により、登校しない日又は勤務しない日が継続し、学校給食費積算対象日において、連続して10日以上学校給食の提供を受けない場合
 - (2) 食物アレルギーを原因として学校給食の主食若しくは牛乳又はその全部の提供を受けない場合
 - (3) その他市長が必要があると認める場合
- 2 市長は、前条の規定により学校給食停止・再開届出書を提出した者に対し、当該届出書の対象者がその年度の課程を修了したとき、又は市外の学校に転校したときに、学校給食費額確定通知書(様式第2号)により、学校給食費の額を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により学校給食費を減額した後の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 第1項第1号に該当する場合 学校給食費積算対象日における学校給食の提供を受けない期間を除いた在籍期間に係る学校給食費積算対象日に日額を乗じて得た額
 - (2) 第1項第2号に該当する場合
 - ア 学校給食の一部の提供を受けない場合 第5条第2項の規定により定める学校給食費の額から、一部提供を受けない学校給食の原価相当額に学校給食費積算対象日における当該一部提供を受けない期間の日数を乗じたもの(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額
 - イ 学校給食の全部の提供を受けない場合 第5条第2項の規定により定める学校給食費の額から、日額に学校給食費積算対象日における学校給食の全部の提供を受けない期間の日数を乗じたものを減じて得た額
- 4 市長は、前項の規定により学校給食費を減額し難い場合又は第1項第3号に該当する場合は、減額した後の学校給食費の額を別に定めることができる。

(学校給食費の充当及び還付)

第13条 市長は、学校給食費につき過誤納金がある場合は、これを当該学校給食費負担者に係る未納の学校給食費に充当するものとする。

2 前項に規定する場合において、充当を行わないときは、当該学校給食費負担者に係る当該過誤納金を還付する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(学校給食費の徴収の特例)

2 令和8年度における学校給食の提供を受ける児童又は生徒に係る学校給食費については、第4条の規定にかかわらず、その保護者等から徴収しないものとする。この場合において、第12条第2項の規定による通知は、行わないものとする。

附 則(令和3年3月3日規則第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年1月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月3日規則第7号)

この規則は、令和7年3月3日から施行する。

附 則(令和8年2月26日規則第8号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。
